(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の㈠から㈢まで及び㈣又は㈤の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものを除く。）。

［㈠～㈤　略］

(5)　［略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

㈠　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲内にあること。

［㈡・㈢　略］

㈣　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈤　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～三　略］

㈥　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［七～九　略］

㈩　第一号(7)に掲げる条件

(三)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の㈠から㈢まで及び㈣又は㈤の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。

［㈠～㈤　同上］

(5)　［同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

九　［同上］

(1)　［同上］

㈠　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

［㈡・㈢　同上］

㈣　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈤　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～三　同上］

㈥　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［七～九　同上］

㈩　第一号の(7)に掲げる条件